

参議院通信委員会会議録第二十一号

昭和四十二年七月二十一日(金曜日)
午後四時二十三分開会

委員の異動

七月二十一日

書任

黒柳 明君

補欠選任

和泉 覚君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

森中 守義君

植竹 春彦君

寺尾 豊君

西村 尚治君

勝治君

参考人
 長 日本放送協会会長
 前田 義徳君
 会長 日本放送協会副会長
 小野 吉郎君
 事務理事 日本放送協会専務理事
 佐野 弘吉君
 事務理事 日本放送協会総務理事
 野村 忠夫君
 事務理事 合企画室総務
 浅沼 博君
 事務理事 日本放送協会放送業務局長
 藤根井和夫君
 事務理事 佐野 弘吉君
 事務理事 野村 忠夫君
 事務理事 藤根井和夫君

本日の会議に付した案件

○放送法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(森中守義君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

初めに、理事打合会の結果について御報告いたします。

本日の委員会においては、放送法の一部を改正する法律案に対する質疑を行なうことになりますので、御了承願います。

○委員長(森中守義君) これより議事に入ります。

○鈴木強君 御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○鈴木強君 きのう質問が途中で終わりましたから、きょうあらためてお尋ねいたしますが、最初に、受信料の用途についてひとつお尋ねいたしましたが、実は臨時放送関係法調査会の答申の中

に、受信料の用途についてということで大臣に意見が出されておりますが、それを見ますと「受信料は、NHKの維持運営のためのものであって、これを業務外に使用すべきでないことはもちろんであるが、正常な業務運営に支障がないと認められ、放送界全般の改善向上により聴視者の利益となると認められるときは、一定の公正な条件のもとに、その施設の一部を民放にも積極的に利用させ、又は民放と共同して業務を行なうことが望ましい」と、こういうのがございまが、これは非常に運営上むずかしい点もあるうと思いますが、せつかくの答申でありますから、この放送法の一改正の機会に、郵政省の態度をひとつ承っておきたい、こう思うのですが。

○政府委員(浅野賢澄君) 先般御提案いたしておきました改正案におきましては、大体御趣旨の線に沿つて御提案いたしておったと存じております。おそらく、この次に提案申し上げます案においても、そういう線になるものと考えておきます。そういう線になるものと考えておられます。

○鈴木強君 これはあれでどうか、法律を変えなければできないといふものなんでしょうか。実際には、今までにアンテナのホールなんかの場合、NHKと民放と一緒に建てて、そうして上に民放とNHKを載せてやっている例がございますね。私は、そういうことが一つの、経済的に見てもいいことだとうございます。ですから、それをもうすでに実行、推進されていると思うのです。だから、私はこの答申はそういうことを含まつておるのではないかと、こう思いますね。

放送法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○鈴木強君 きのう質問が途中で終わりましたから、きょうあらためてお尋ねいたしますが、最初に、受信料の用途についてひとつお尋ねいたしましたが、実は臨時放送関係法調査会の答申の中

に、受信料の用途についてということで大臣に意見が出されておりますが、それを見ますと「受信料は、NHKの維持運営のためのものであって、これを業務外に使用すべきでないことはもちろんであるが、正常な業務運営に支障がないと認められ、放送界全般の改善向上により聴視者の利益となると認められるときは、一定の公正な条件のもとに、その施設の一部を民放にも積極的に利用させ、又は民放と共同して業務を行なうことが望ましい」と、こういうのがございまが、これは非常に運営上むずかしい点もあるうと思いますが、せつかくの答申でありますから、この放送法の一改正の機会に、郵政省の態度をひとつ承っておきたい、こう思うのですが。

○政府委員(浅野賢澄君) 先般御提案いたしておきました改正案におきましては、大体御趣旨の線に沿つて御提案いたしておったと存じております。おそらく、この次に提案申し上げます案においても、そういう線になるものと考えておられます。

○鈴木強君 これはあれでどうか、法律を変えなければできないといふものなんでしょうか。実際には、今までにアンテナのホールなんかの場合、NHKと民放と一緒に建てて、そうして上に民放とNHKを載せてやっている例がございますね。私は、そういうことが一つの、経済的に見てもいいことだとうございます。ですから、それをもうすでに実行、推進されていると思うのです。だから、私はこの答申はそういうことを含まつておるのではないかと、こう思いますね。

○政府委員(浅野賢澄君) ただいまおっしゃいましたアンテナの点とか、それから建物、道路、こういった面になりますと、これはNHKの財産区分の問題になつてくるわけでございます。財産自体としまして明確に区分ができるならば、法解釈上は差しつかえないわけであります。現に、たとえば日立なら日立のアンテナを見ておりまして

も、たしか一緒にやっていると思います。建物も一緒にやっています。財産登記ができる場合には、持ち分権さえはつきりすれば差しつかえない、そういう面がございます。それからもう一つ今度、おっしゃいますように、この答申にあります分であります。現行法上も実際、ある分についてはやつておりますし、また、相当程度はやれるんじゃないかな、それは放送法の九条によります分であります。放送及びその受信の進歩発達に關し特に必要と認められる業務で郵政大臣の認可を受けたものを行なうこと」、この項目に従いまして、ある程度は現在もやつておる、かように考えております。ただ、御指摘のように、行き過ぎになつて困る、こういった点がございますから、積極的に大きくやつておきます場合にはなお「そな法的な措置があればいいのではないかと、こういうふうに考えられるのじやないかと考えております。

○鈴木強君 これは、小野副会長お見えになつておりますが、具体的にアンテナを建てますね、これは共同出資の形でいくのか、あるいは協会が投資して、その一部を貸せますからね、その借料として幾らか使用料を取つておるのか、その辺ちょっと教えてもらいたいと思うのです。

○参考人(小野吉郎君) 建設自体はNHKでやりまして、この利用の面に関しまして使用料を取るという方法もあるうかと思いますが、現在までの具体的な事例では、そのようなものは一件もございませんで、やはり共同の所有といふ形になつて、その所要の経費を案分したものを持ち寄つて建設をしておるというのが実情でござります。

○鈴木強君 それから、まあ民放からもNHKはもう少しわがほうに協力体制をとつてもらいたいという、まあ御希望があると思うのですね。私ももうそれを聞いておるわけです。しかし、そろは言つても、なかなかむずかしいことですよとお答えはしておきますけれどもね。むずかしいだけに、なお、こう積極的に話し合いをしていくよなことが必要だと思うのです。そういう場合に、

法的な問題も出てくるでしょうから、まあ、できれば郵政省が仲立ちをしてくれば一番いいんでありますが、そういつたふうな話は具体的にありましたのでしようかね、どうでしょうか。

○参考人(小野吉郎君) 主として建設地點の道路等の関係の経費の問題については、幾多そういう事例がござります。だんだん非常に小さい、しかもカバレージの狭い区域に建設をいたしてまいりますので、民放によりましては、そういつた地区の道路建設費まで持つたんでは、なかなか建設に踏み切れない。しかも、両方あわせて業務開始をしたほうが利便でありますことは、受信者の立場に立つて当然でございますので、そういつた建設促進のために、NHKが民放のほうに負担をさせないで、NHKが負担してつくる事例は、もうすでにございまして、また、今後建設地點が小さくなればなるほど、そういうような面も多く出てこようかと思いますが、建物あるいは塔の関係の施設について、全額まるがかえでNHKが持つ、こういうふうな交渉を受けた事例はございません。電波局長が御答弁をいたされましたとおり、NHKといしましては、受信者に対する面もございまして、公用負担あるいは受益者負担と申しましても、そういつた受信者からの受信料で建設をいたしておりますので、民放の方面の会社組織によると、そういうふうな事例は一件もございません。また、そのような御相談にあづかつたことが必要であり、また、われわれが必要と認める場合にはさよろなあつせんをすることがよからう、こういうふうに考えます。

○鈴木強君 その点はそれだけこうです。

○鈴木強君 それから、きのう、途中でやめましたUとFMの免許のこれからの方針について、基本的な考え方をぜひ伺つておきたいと思いますが、おそらく電波法と放送法といふものは次の国会に御提案になるだろうと思います。そこで、将来の法律改正等の関係に、民放方面からそのような面における受信料の使途の拡張あるいは明確化といふような面についての御要望のあることは承つておりますが、具体的な建設の事例について、そのような申し入れを受けたことはございません。また、そのような御相談にあづかつたことがございません。ただ、一般論といしまして、臣のお考へ方を聞いておきたい。かように理解しましても、そういうふうなあつせんをすることがよからう、こういうふうに考えます。

○鈴木強君 その点はそれだけこうです。

○鈴木強君 それから、きのう、途中でやめましたUとFMの免許のこれからの方針について、基本的な考え方をぜひ伺つておきたいと思いますが、おそらく電波法と放送法といふものは次の国会に御提案になるだろうと思います。そこで、将来の郵政省の考え方からいたしますと、やはり過去の経験にかんがみ、放送法、電波法が通つた後、根本的なUを含めた、あるいはFMを含めた免許の基本方針といふものをおきめになつておるはがいいだけに、こういうふうなことでこの際はいく、しかし、あら長い懸案になつておいたものは、もうそれを待たないでやるほうがよから、こういう政治的判断によるわけであります。これは私は、従来から長い懸案になつておいたものは、もうそれを待つておきましたが、そのような御相談にあづかつたことがあります。しかし、原則的にいえば、やつぱりそこまでおきつておきたいと思いますが、おそらく電波法と放送法といふものは次の国会に御提案になるだろうと思います。そこで、従来の郵政省の考え方からいたしますと、やはり過去の経験にかんがみ、放送法、電波法が通つた後、根本的なUを含めた、あるいはFMを含めた免許の基本方針といふものをおきめになつておるはがいいだけに、こういうふうなことでこの際はいく、しかし、あら長い懸案になつておいたものは、もうそれを待つておきましたが、そのような御相談にあづかつたことがあります。しかし、原則的にいえば、やつぱりそこまでおきつておきたいと思いますが、おそらく電波法と放送法といふものは次の国会に御提案になるだろうと思います。そこで、従来の郵政省の考え方からいたしますと、やはり過去の経験にかんがみ、放送法、電波法が通つた後、根本的なUを含めた、あるいはFMを含めた免許の基本方針といふものをおきめになつておるはがいいだけに、こういうふうなことでこの際はいく、しかし、あら長い懸案になつておいたものは、もうそれを待つておきましたが、そのような御相談にあづかつたことがあります。しかし、原則的にいえば、やつぱりそこまでおきつておきたいと思いますが、

る。こういうふうな考え方方がよからうと思つております。

○鈴木強君 二十五社の諸君から強い要望を大臣もこれはごらんになつてゐると思いますが、確かに二十五社の諸君がおっしゃつているように、放送法、電波法の改正と不可分だといふに考えていることは事実だと思います。これはわれわれもそういうふうに言われてきたわけです。いまだまで話をなぜやらぬかといふと、いや放送法の答申があつてから改正だと、大阪とか北九州とか名古屋あたりの問題については、ある程度それはニーアンスは違いましたが、基本的には不可分の関係だ、こういふうに実は考へておつたと思います。ですから、そのことを二十五社は非常に強く主張しているのです。ところが、大臣の今度の新聞等に発表された御意見等からして、大臣が放送法、電波法が改正できない段階においていまのようになることが国民のためにいいだらうといふ御解釈に対し、これは反対しているわけですね。だから、そういうふうなむずかしい面があるので、相互乗り入れ等によつてやりなさいといふ答申もあるのですから、二十五社の人たちはそれを確信してやつておるわけでありまして、この二十五社の諸君は非常に大臣の発言に対しは反発を感じてゐるようだ。二十五社の人たちはそれら、従来、北九州、名古屋、こういふような地区で新局免許もやむを得ない、何かそこに考へなければならぬのじやないかといふ緊急地域について、ある程度わかるのですね。ところが、そうでない民放二十五社の中からある程度複数化していくところの反発が出ると思うのですね。この辺のかね合いなどいろいろに大臣とらえていかれるのですか。かね合ひが非常にむずかしいと思うのです、私は。

○国務大臣(小林武治君) 私はいまの反対とかいふものに必ずしも納得しない。これはたとえば、いまの独占企業に対して影響があるであらう、いろいろふうな観点から多く出ているのじやないかと私は推察をしております。しかし、地方民とし

ましては、放送の格差をなくすためにどうしても

数局にしてもらいたいということは、これは日本全体の希望であつて、これをほんとうに反対するものはあるいは二十五社がおもになるのじやないかとさう私は思つております。さようなわけであつたとしても、ただ放送法ができるまで待つというのはその期限を延ばしてもほんとうに反対する観点がありはせぬかなどといふ邪推まで私はしておるわけでありますからして、いまのようなことについては、私は必ずしもそれに従う必要な

○鈴木強君 そこで、大臣のお考へもわかるのです。わかりますが、たとえば二十五社の中で、現在のテレビの普及状況ですね、人口から見たところの普及台数等見ますと、一番トップが静岡ですね、二百九十一万の人口に対してテレビの普及台数が五十七万台でトップです。それから順序にいふと、新潟、長野、福島、山口、岡山、鹿児島、熊本、長崎、これが大体Aクラスですね、五十七万台から二十七万台、その次が愛媛が二十四万台で、Bクラスの一一番下が二十万台で富山、Cクラスが石川県の十九万台、それから鳥取の十万、もつとも、これは資料が私の手には古いのです。古いけれどもそちらく各社の経営実態といふもの、収支等についても郵政省はつかんでいると思うのです。やはりればならないのじやないかといふ緊急地域については、ある程度わかるのですね。この辺のかね合いなどいふでない民放二十五社の中からある程度複数化していくところの反発が出ると思うのですね。この辺のかね合いなどをうふうに大臣とらえていかれるのですか。かね合ひが非常にむずかしいと思うのです、私は。

○国務大臣(小林武治君) 鈴木委員はよく御存じの上でのいろいろお尋ねになつておりますが、私の意図も大体御存じの上だから、もうそれで大体御承いただけると思いますが、いまおっしゃるようなことは当然なことであります。おっしゃるようなことは、もちろんお互いに競争していつたら両立できると決つてもお互いに競争していつたら両立できると思つたからもそれはたいへんだといふところがあつた

実態といふものをつかんでみなければわからぬわけでしょう。ですから、そういうことは私たちも心配しているんですよ。社会党で、この改正案のときにわれわれも討議いたしましたが、原則として二局と、こういうことをうたつたんですが、二

局つくつて共倒れになつても困るわけですよ。たとえば12チャンネルなんかいい例でして、チャンネルがあったからこれに与えた、しかし、いま係争になつておりますが、実際、赤字赤字が累積をもつてあります。自然にそういううわざが世間にいふ、こういふうに考えております。

○鈴木強君 そこで、大臣のお考へもわかるのです。わかりますが、たとえば二十五社の中で、現在のテレビの普及状況ですね、人口から見たところの普及台数等見ますと、一番トップが静岡ですね、二百九十一万の人口に対してテレビの普及台数が五十七万台でトップです。それから順序にいふと、新潟、長野、福島、山口、岡山、鹿児島、熊本、長崎、これが大体Aクラスですね、五十七万台から二十七万台、その次が愛媛が二十四万台で、Bクラスの一一番下が二十万台で富山、Cクラスが石川県の十九万台、それから鳥取の十万、もつとも、これは資料が私の手には古いのです。古いけれどもそちらく各社の経営実態といふもの、収支等についても郵政省はつかんでいると思うのです。やはりればならないのじやないかといふ緊急地域については、ある程度わかるのですね。この辺のかね合いなどをうふうに大臣とらえていかれるのですか。かね合ひが非常にむずかしいと思うのです、私は。

○国務大臣(小林武治君) 鈴木委員はよく御存じの上でのいろいろお尋ねになつておりますが、私の意図も大体御存じの上だから、もうそれで大体御承いただけると思いますが、いまおっしゃるようなことは当然なことであります。おっしゃるようなことは、もちろんお互いに競争していつたら両立できると思つたからもそれはたいへんだといふところがあつた

なつております。

○鈴木強君 いや、総合勘案してきめるのは当然であります。当然であります。私は質問をしているのですから、具体的に二十五社の中には、たとえは静岡にしても、信越放送にしても、この陳情の中には署名をしておるわけですね。ですから、われわれが見ると、たとえば静岡、新潟、長野あるいは福島等は、テレビの普及率も他の県に比べるとかなり優位になつております。進んでおりますから、そちらの経営実態といふのは一体どうだろ

うかといふ心配があるわけですね。ですから、あなたがよく知つていて、二つつくつてもだいじょうぶだといふ、二つつくつてもだいじょうぶだといふの業者はだいじょうぶだと、こうおっしゃるであります。一方では、いや、このようにまだ早いのだと、こうおっしゃつておられるわけなんだから、そこで、要するに、国民から見ると、二つつくつた手の業者はだいじょうぶだと、こうおっしゃるであります。一方では、いや、このようにまだ早いのだと、こうおっしゃつておられるわけなんだから、そこには現に12チャンネルがあるぢやないですか。やつてみたけれども、何といふのかな、この十一月はまさか再免もできないだらうと思うんだが、とにかく、日本にああいったへんちくり

それから徳島の結果につきまして、手元に持つております報告を見てみますと、お話をのように、非常にいい結果を——徳島だけを見てみましたが、これは正規の報告をいただいておりますから申し上げられます、徳島の実験の結果につきましては、非常によい結果が出てまいりておりまします。当初予定いたしました計算上の線よりもよいくらいの結果になつております。それで、あと受像機の面、それから大都市減衰の面、これも当初予定いたしましたよりもよい結果が出てまいりております。したがいまして、これらをあわせました結果は、おそらく期待するような内容になるのではないかというふうに想像いたしております。

○鈴木強君 それはけつこうでした。大体あれで

しょか、二十六日ころに総会を持たれるようないふるに私のほうは聞いております。

○鈴木強君 そこで、その答申が出てまいりますと、基本路線が大きく準備できるわけですね。おそらく、そのあとは省令の改正を含めた基本方針の作成といふものが急がれれると思いますが、また続いてチャンネルプラン、それからU V混在といふようなことが一応おぜん立てができる、それから今度は、いま私が質問したような懲案事項を含めて一体どうしていくか、中継局、親局にどういふうに持っていくかという、そういう一貫したプランの中で話が進んでいくのかどうか。

そこで私は、臨時国会があつてから開かれるという話があるので、そらなれば、ここでいま聞かなくてもいいが、あるいは、そうでなくて済む、その点が少なくともおろそかになるようなどと、しばらく国会も開かれないのである、私はそういう意味において、これはたいへん基本的な大事な点ですから、少し大臣にもこの際、考え方だけはぜひ聞いておきたい。そういう趣旨でお尋ねしますが、まず、この臨時放送関係法制調査会の答申の中の「放送用電波使用の基本方針」とい

う中に、非常に含蓄のある意見がでているのです。が、まずは第一点、この点は大臣どうですか、「割当可能な周波数がある以上」——こういう割り当てたなければならぬかのよろ現行法の表現は不適当であつて、教育、文化、經濟等の公益的見地から、計画を定め、これに基づき、国として必要と認めたもののみに使用を許し、他は将来の必要のため留保すべきものである「法律上明らかにすることが適当であると認める。」と、こういうふうに述べているわけですが、これは法律との関係ですから、必ずしも私はこのことをやれど、こういうわけではないのですが、おおよそ、従来の現行法律の中でやるわけですから——やる場合でも、こういった法律の中でやる場合に、こいつら精神をやはりくんでやりになるのかどうかということがいいと思います。

○鈴木強君 N.H.K.のテレビの普及についてですが、おそらく、徳島がUによって実用化されいくことになると、その場合に、これからN.H.K.にUが入っていく場合に、この答申の中にも述べているように、N.H.K.が全国あまねくサービスを提供していくといふ、そういう放送法の精神からいまして、総合の場合、あるいは教育の場合、テレビ放送がこのUの導入によつて完全にカバレージできるといふ体制をまず第一番につくることだと思うのですが、こいつら点については、従来もやつていています。今回の実用化、本格的に実用化していくといふような場合に、その点が少なくともおろそかになるようなどではないでしょうか。従来より以上に、これは、中継局の場合は、おそらくなるのではないでしょうか。難視聴地域の場合、これははつきりやるということが言えるのですか。

○政府委員(浅野賢造君) 現在この法律のたてまえ上、あまねく放送が受信できるようにしなけれ

ばならない、こういうふうに相なつておりますので、現在におきましても、第二次局、微小局、こいつた小さい局に完全にこたえるように波の分配をいたしております。すでに御存じのように、UHF帯におきましても、相当もう局ができるておりまして、全部で二百数十局あったと思ひます。が、民放、N.H.K.を入れまして、すでにUの小さな局が相当數置かれておりまして、大体御趣旨の点に沿う形になつておるものと、かように考えております。

○鈴木強君 それから東京なんかの場合ですね、いま第一、第三、第四、第六、第八、第十、第十二と、こう七つありますね。なお、これにUの親局をつくっていくといふよな、認可していくというよな、そういうふうなことはどうでしょ

う。

○政府委員(浅野賢造君) この問題につきましては、先ほど来お話しのよに、やはり根本的な計画の問題に入つてくるのではないかと思います。したがいまして、法律が通るといつました曉、根本的なUの使用権、こういったものの中に入るべきじゃないかと考えます。当面はその点につきましては考えることにならないのではないかと考えておられます。

○鈴木強君 将来Uの存在が当然出てくると思うのですが、たとえばN.H.K.の場合に、VならVで総合放送をやるとか、あるいは教育はUならUでやるといふようなことに、いまの段階で技術的に考えてみて、これは不可能ですね。

○政府委員(浅野賢造君) 考え方としては当然考えられますし、技術的にも可能であります。可能であります。今回、Uを親局に使うようになりますと、四百七十兆から上のほうを開放していくわけになります。そういった場合には、やっぱり日本全体のプランと一緒にこの問題は考えるべきじゃないかと、かように考えております。

○鈴木強君 N.H.K.のさつきの難視聴地域の解消に対して、Uを中継局にどんどん使っていくといふことで、これはわかりました。この大阪在阪四社の問題も含まれると思いますが、民放に対するそういう配慮といふことは、これはどうなんですか。

○政府委員(浅野賢造君) 民放につきましても、難視聴区域の解消につきまして、すでに百数十局、Uの局はたしか置かれておると思います。したがいまして、基幹ルートまたはいまお話しの、もし東京であるといたしますと、これは全体的な計画と一緒に考えるべき問題じゃないかと、かように考えております。

○鈴木強君 これは短い時間でとうてい論議を尽くすことはできないと思います。何か五時半までに終わるようになってありますから、いずれまた私の意見も申し上げたい。また、考え方も聞きたいたいと思いますが、おおよそ根本的な問題について伺いました。

そこで、やはり何といつても電波放送法の改正後に日本の放送行政、というものをちゃんと整備して、その中でスタートしてもらいたいというのは、これはやっぱり強い国民の希望であるし、われわれもそう思っています。今までその基本線だけは曲げることはできない、ここまで来たわけですから。ただし、諸般の情勢から解決しなければならぬ問題があると思いますが、そういう問題について、せっかく実験をされた結果、実用化よろしいといふことが、技術的にも実際問題としても、全体的にそういう体制が出てくれば、これも私はやむを得ないと思いますし、そういうことは一つの原則論の上に立つて当面おやりになることについて、私たちはわかりますが、やはり昭和三十二年ころの第一次チャンネルプランのころのことを考えてみまして、非常に免許をするなしということがありますと、問題があると思うのです。ですから、私は、放送行政委員会といふものをつくつ、ほんとうに正しい放送といふものが日本に実現できるようにやらなさいといふこの趣旨は、非常に大事な私は意見だと思いまして、非常に傾聴をし、尊敬しているのでございまが、そういう中で、当面のやむを得ない緊急問

題としておやりになるのですから、どうかひとつかしたことによって再び世間から非難を受け、そのことが今後の日本の放送業界の中にいろんな問題を起こすようなことがあつても困るわけですから、その点は賢明な郵政省ですから、私も申し上げるのは失礼かと思いますが、まあ老婆心ながら申し上げておきますれば、そういう点を十分にひとつ配慮していただきたいと思っております。

それから、大臣よくおっしゃるように、こういふことはよくみなと相談して、やはり英知を集め、衆知を集めてやるべきだと、やはりガラス張り論です。大臣のよくおっしゃる、そういうことは私もつともだと思います。ですから、それぞれの党にも政策審議会もあるわけですから、これはどうしても大臣の秘密事項で、大臣の判断でやらなければならぬということはそのとおりだと思ひますから、それ以外のもので相談のできる点は各党にもぜひ御相談なすって、いい面は私たちとしても大いに賛成したいと思ひますので、また、われわれから見ても、どうもどうかという点は、率直に私たちの考え方として一応出させていただい

て、その上で、大臣の行政権の発動によつてやることになると思いますから、そういうことについては、ぜひひとつ腹蔵のない御意見を聞かしてもらいたいと思うのですが、それはどうでしよう。

○國務大臣(小林武治君) 御趣旨はよく了承いたしました。

○鈴木強君 それからもう一つ、私はうつかりしちゃつたのですが、FMのほうですね、これはUと同じように年内におやりになるといふのですが、非常にたくさん申請もありますし、そこでおきに失するという批判もあるのですが、さらばといつて、なかなかむずかしいので、U、V、F、M、AMと非常にむずかしいことだと思いますが、これは大体免許方針に対する作業はかなり進んでいるのですか。衆議院のほうの通信委員会でも、郵政大臣が、音楽を含むFM放送の本免許に

ついて検討中であるとおっしゃつておるし、いろいろわれわれが部内の新聞等を拝見してみますと、浅野監理局長は、大臣からそういうお言ひつけがあつて、すみやかに結論を出すように努力していると、御意見を発表されておりますのは、これは一体、おおよそのめどでいいですから、作業はいつごろできるでしょ。年内にやれるといふ、そういう自信を持つておやりになるのですか。

○政府委員(浅野賀瀧君) FMの問題は、非常にこれは技術的な面、実際の波の幅の面、それから内容の面、いろんな面で非常にむずかしい問題をかかえているわけです。理想的に考えるならば、中波とのかね合いの問題で、混信対策を中心

に、できるだけすみやかに解決を要する問題ではございますが、何ぶんにも、問題を含んでおりません。ただ、考えをまとめますには時間を要すると言えます。ただし、これも相当長い間実験局も持っておりますし、いつまでも放置するわけにはまいりません。テレビに引き続きまして検討をするより、私どもも指示を受けました。その線に沿つていま検討をいたしております。

○鈴木強君 これはあまり突つ込んで、まだそういう段階では意見も聞けないと思いますが、やはり問題は、チャンネルとどうか、どの程度の可能周波数が——電波があるかといふことが一つでしょうね。それからもう一つは、都市と地方とのバランスをどういうふうにとつていくかといふことがあるし、もう一つは、いま私申し上げたよ

りたいと、こういうつもりで頼んでおりますが、結果的にはどうなるか、これはむろんいろいろむずかしい問題がありますから、検討がそこまで十分進むかどうかということについては、まだ確信はない、こういうことでござります。

○鈴木強君 これは浅野さん、技術委員会のほうで技術的な検討を——ステレオ方式か、そうでないかとやつてしましましたね、あの結論はもう出たでしょう。だいじょうぶだという、その技術的な検討は済んでいるわけだから、さつき私申し上げた

ところに私は日本の電波行政何たるか、と言わ

たってしまはがないでしょ。ただ、あなた方は、三十九年に答申が出ましたから放送法、電波法の改正をするのでござりますと、こう言って、錦の御旗にして延はしてきたのですよ。実際いつまでたなざらしなつておるということは、ほん

とくに私は日本の電波行政何たるか、と言わ

たつてしまはがないでしょ。ただ、あなた方は、三十九年に答申が出ましたから放送法、電波法の改正をするのでござりますと、こう言って、錦の御旗にして延はしてきたのですよ。実際いつまでたなざらしなつておるということは、ほん

とくに私は日本の電波行政何たるか、と言わ

たつてしまはがないでしょ。ただ、あなた方は、三十九年に答申が出ましたから放送法、電波法の改正をするのでござりますと、こう言って、錦の御旗にして延はしてきたのですよ。実際いつまでたなざらしなつておるということは、ほん

とくに私は日本の電波行政何たるか、と言わ

きないこともないであらう。もう少し私はやるならやるらしく、びしつとした姿勢でやつてほしいのです。非常な暑いときですし、いろいろ皆さんもたいへんでしょうから、そういうことは多くを言つてもなかなか受けとめられないと思いますけれどもね。まあひとつやるならやるらしく、もう少しきらつとした体制をつくってやってほしいということを私は意見として申し上げておきます。

最後に二つだけ簡単に質問して終わりますが、先般NHKが世界宇宙テレビなど中継をやらされました。これは十四カ国が参加をして、二十四カ国で受信に一億七千万台のテレビが動員されたたまへんな、四億の人たちが見たというのでございまますが、今度また四号があがりますね、近く太平洋上に。そうしますと、ますます放送をやるためにの条件がよくなってくるのですが、そこで、NHKとしては、これからこの宇宙衛星を使ってのこのよろんな放送番組というものはどんな計画を持つておられるか。それから金がかなりかかると思うのですけれども、その中の燃料なんかについても、せんだけのやつはどのくらいかかったのでございましょうか。その点をひとつ。

それから浅野さんに最後に一つ。これは委員の皆さんと直接関係がないので恐縮ですけれども、実は例のペルボーイの問題ですけれども、ほかに機会がありませんからここでお許しいただきたいと思ひますが、幸い、都前大臣もいらっしゃりますけれども、確かに伸び伸びになつております。それで、予算に計上したもののがついにできなかつたといふよりうなきさつもあります。その後いろいろ検討してもらっておりますが、もう大体実験も、今度こそ、いろいろどうこうした中で実験が済んで結論が出ておるといいますがね。ですから、これはいつごろスタート、実用化できるのでござりますか。そういう点と、二つだけ聞かしてもらいたい。

○国務大臣(小林武治君) いまのあの点はもうだいぶ見当もついておるし、なるべく早い機会に発足させたいと、かねて考えてます。

○鈴木強君 いつですか、ちょっとと言つてください。

○政府委員(浅野賢澄君) 大臣からも早くやれといふように指示を受けておりまして、私どもも急いでおりますし、実は局内においては一応結論は出たわけであります。出したわけであります。が、私も連日国会に来ておりまして、とのまとめようがない状況であります。それで、いま若干心配いたしておりますのは、あれによりましてテレビの像に若干障害が入るわけであります。この点の数のとり方におきまして、なお一まつ不安がある。その補償の方法と補償の数、こういった面につきまして少し心配点がありますので、国会が終わり次第、私も、もとあとで文句を言われると困りますから、その数の段階をもう少し確かめておきまして、ヨーロッパ側は受信者比例といふことを持ち出してきておりますが、これはいろいろ折衝いたしまして、日本の場合は時間も必ずしも非常にいい時間でないといふようなことを申します。

○鈴木強君 第一で、第一チャンネルで、いま、障害を受けるというのは。だから、それが、いまの実験をやつてみますと、多少出でる。しかし、もう一回実験してみなければ許可できないということではないと思っております。それがね。ただ技術的に何か検討を加えていけば、できるようなることになるのだと思ひますけれどもね。もう一回実験をしなければならぬという判断ではないでしよう、あなたも。だから、その点を明らかにするところと、まあ国会、きょう終わるか、あさつともあります。その後いろいろ検討してもらっておりますが、もう大体実験も、今度こそ、いろいろどうこうした中で実験が済んで結論が出ておるといいますがね。ですから、これはいつごろスタート、実用化できるのでござりますか。そういう点と、二つだけ聞かしてもらいたい。

○参考人(鈴木強君) 令改正ありますから、大体御趣旨の線でいいんじゃないかと思ひます。それはそのときになりませんと……。

○参考人(野村達治君) 先ほどの世界中継のことにつきましてお答え申し上げます。先日行ないましたものは、ヨーロッパ放送連合が中心になりました、NHKもそれに参加したわけでございますが、この場合の宇宙中継の費用につきましては、ヨーロッパ側は受信者比例といふことを持ち出してきておりますが、これはいろいろ折衝いたしまして、日本の場合は時間も必ずしも非常にいい時間でないといふようなことを申します。

なお、この放送は朝の四時からやりましたのですが、その後、夜の七時半から再びやりまして、国民の皆さまには十分見ていただくようにしておきました。ほぼ八百万円ぐらいの費用に落ちつかまつております。

それからもう一点は、これから宇宙中継の計画でございますが、四十二年度でほぼ二十回の宇宙中継を行なうということを考えて予算に組み、実際に計画を進めておるわけでござります。ただ、これは現在のインテルサットを使ってやりますと、これはほぼ一万数千ドルというような費用が必要といたしますので、これはアメリカとの間でやりましたときには、そのぐらいの費用でございましたので、そういう点から制限を受けまして、あまり多數回行なうといふことはなかなかむずかしいわけでござります。

○鈴木強君 この夏季に、せんだけ番組を拜見させていただきましたら、三分間ぐらいでニュース何かの時間に組み込んで世界各国から中継によつて何か放送するといふようなことでございましたが、あれは別にして二十回といふことなんでもらいまして確かめてみる。こうじることじやないかと思います。それが終わらまして、あとは省

でござります。あれを一回として勘定しております。

○鈴木市蔵君 いま出されているこの放送法の一部改正の法案それ自体に対しても若干質問したいといふように思います。

○政府委員(浅野賢澄君) 法律でございますので、電波監理審議会に諮問する必要はございません。

○鈴木市蔵君 しかし、このことがもたらす――電波監理審議会に諮問しなければならないと規定されている条文がござりますね、放送法の中でございません。

○政府委員(浅野賢澄君) ある条文の精神からいって、それは法律の改正には違いないけれども、あの諮問事項の主要なものの中に含まれる性質のものだというふうに考えますので、いままでこの経験からいって、当然こういうものは事前に電波監理審議会に諮問して、その答申を持つといふのが普通の行き方じゃございませんが、いかがでしよう。

○政府委員(浅野賢澄君) 必要的諮問事項ではないかと思ひますが、いかがでしよう。

か。

○政府委員(浅野賢澄君) この受信料乙の廃止わ

す。

○政府委員(浅野賢澄君) この中で、この委員会として、あるいは委員個人として、どういう意見が集約されましたか。集中的に出されております。

○鈴木市蔵君 そこで、どういう説明なり何なり問題につきましては、ここ数年間出来まいつた議会に対しましては、必要的諮問事項であり、任意的であれ、その以外におきましても、常々詳細よく御説明、御報告いたしております。本件の経緯につきましては、非常によく委員の先生方御承知であります。したがいまして、今回の案につき

しなければならない、まあ、わざは強制されているような方たちを幾らかでもやつぱり救っていくと、いう意味からいつても、将来さうにこれが財源として伸びる可能性のあるものまで切って捨ててしまつといふことは、私は必ずしも、こういうことによつてN.H.Kの財源が窮屈になるなどといふ、そういう意味じやないんでよ。そういうことは、私は必ずしも、こういうことによってN.H.Kの財源が窮屈になるなどといふ、そういう意味じやないんでよ。そういうことは、私は必ずしも、こういうことによつてN.H.Kの財源が窮屈になるなどといふ、そういう意味じやないんでよ。私は決してカーラジオを捕捉してこの聴取料を徵収するということは困難なことじやないと思う。やり方いかんによつてはできることですから、たとえば、その車検のときに、必ず料金を払つたかどうかといふその証明書がなければ、車検証を発行しないというようなやり方だつて、なきにしもあらずですよ。やううと思えば、車検証を発行しないといふなことを切つて捨てるといふ場合の説明として、いまの電波局長の、車も世界の一つとしてみなすという説明は、とてもそれにはならぬじやないかといふ理由にはならないかといふに思ひます。その辺の考え方について、ひとつ当事者の放送協会のはうはどうお考えであるか、お聞かせ願いたい。

○参考人(佐野弘吉君) カーラジオの問題でござりますが、電波局長がお答えをいたしましたように、今日、先ほど鈴木先生御自身が触れられましたように、一千万台といふように自動車の台数が急速に伸びてまいりました。ただ、この一千万台のうち、五百万台ほどは貨物でござりますので、まだ一般乗用車といふものがこの一千万台の非常に多くのパー・センテージを占めておるわけではございませんが、しかし、今日あるいはこれから先五年、十年を展望いたしましても、一般家庭用の自動車の普及といふものが想像以上のものがあつたがつて、これをもつていわゆる普及大衆

化と言えるんではないかと思うんでございます。

で、先ほど契約甲の問題と関連しての御指摘でもござりますが、私ども、現実に営業的立場からいう意味からいつても、将来さうにこれが財源となるんだと思うんですね。ですから、こういう特徴のある、その展望のある、そしてまた、取りうとすれば、私は決してカーラジオを捕捉してこの聴取料を徵収するということは困難なことじやないと思う。やり方いかんによつてはできることですから、たとえば、その車検のときに、必ず料金を払つたかどうかといふその証明書がなければ、車検証を発行しないといふなことを切つて捨てるといふ場合の説明として、いまの電波局長の、車も世界の一つとしてみなすといふ理由にはならないかといふに思ひます。その辺の考え方について、ひとつ当事者の放送協会のはうはどうお考えであるか、お聞かせ願いたい。

○参考人(佐野弘吉君) カーラジオの問題でござ

りますが、これは別といたしまして、かりに三、四十円といつたましても、八十億近いお金といふものはその中に含まれておるわけであります。ラジオに、音声に使っておられますお金、百億余り、いましても、設置場所ごとにこれまで世帯は一位と二位といふことで、台数のいかんを問はず、一単位の契約にしてござりますが、ただ、自動車は別の設置場所として二つの契約という形態をとつてまいつておりますが、現実的には徴収上のいろいろな問題が発生をいたしております。先ほど来御指摘のように、事実、三百万強と目せられますカーラジオの普及の中で、率直に申して、今日現在で五十万台の契約というような数字にとどまつておりますことは、言いかえますれば、一部徴収困難、非常にやっかいだといふような点がござります。あれこれ勘案いたしまして、今日、法律の精神でこの契約の廃止といふ方向に向かわれたことに対して、協会といいたしましても、もとより法律上の改正でござりますから、法律を順守するわけでございますが、実態論から申しましても、私も精神でこの契約の廃止といふ方向に向かわれたことを對して、協会といいたしましても、もとより法に對して、協会といいたしましても、もとより法律上の改正でござりますから、法律を順守するわけでござります。その点は特に御指摘のよろなことにはならないものと考へております。

○鈴木市藏君 つまり、この私の言つているのは、テレビの中に含まれておるラジオを言つてゐるんじゃないのです。ラジオ放送だけの独自性、精神でこの契約の廃止といふ方向に向かわれたことを對して、協会といいたしましても、もとより法に對して、協会といいたしましても、もとより法律上の改正でござりますから、法律を順守するわけでござります。その点は特に御指摘のよろなことにはならないものと考へております。

○鈴木市藏君 もう一つ、この問題と関連して心配するのは、このラジオ放送の独自性といふものが失れていく危険がないかどうかといふ問題です。つまり、契約が全廃されるんですから、放送協会としての、ラジオ放送自身の持つておる独自性といふものは、一体どこでそれがどういう形で今後は保障していくのか。その辺どうなんですか。

○政府委員(浅野賢治君) 当初この法律ができましたところは、ラジオだけございました。それ以後は放送界の進歩とともに、テレビが加わり、F.M.が加わり、さらにそれもうラジオ放送、各般に広くなつてしまつておるわけであります。テレビにいたしましても、白黒からカラーが出ておりまして、その品種ごとにそれぞれありますことは、きわめて困難であります。特に、税金としてではなくて、聴取料といつて一種の負担として取ります場合におきましては、ともかくにも、N.H.K.の放送を聞くことによってとらえないと、どちら方が非常にまずかなくなつてきておる。やはり単純化して合理化もしくして國民全体で全世界でN.H.K.を育てていふこと、こういった面から、これが非常に複雑なことによってとらえないと、どちら方が非常にまずかくなつてきておる。やはりこれが持つのか、そういう点がこの物質的な根拠がなくなるとともに、やはり非常に希薄になつてかかる。これはしたがつて、N.H.K.自身のやるラジオ放送の独自性といふものは今後やつぱり失われていく方向へ向いていく危険が非常に多い。今回の改正案はそれをどうしてカバーをするかと

いろいろ話を聞いているわけなんですが。で、あなたの御説明だけでなくて、これはひとつ放送局のほうからも、ぜひこの辺のところは御答弁を願う必要がある問題だと思いますが。

○参考人(前田義徳君) 大だいま御指摘の点は、われわれもこの放送法の一部改正と相まって成心しなければならない点だと考えております。私どもいたしましては、やはりNHKは全国民の放送であるというたまえを堅持しながら、たゞま御指摘のラジオの放送について、単に番組のみならず、サービスの点についても、あるいは技術関係、あるいは、その他あらゆる問題について、私どもとしては万全の対策を立てながら、從来どおりの考え方を一そら前進させて、全國民の放送としての責務を果たすという点で、それをゆがめないようにしてまいりたいと、このように考えております。

○鈴木市蔵君 その考え方方はいまだお説のとおりだらうと思います。しかし、それを保証しそのまま会長がおつしやつたような方針を貫いていく、カバーする実際上の指示といふものは、どこで命じられるのですか。いやおなじにこれはしわ寄せられてくるというふうにしか考えられないのです。この点どうでございましょうか。

○参考人(前田義徳君) その点は、だだいま申し上げましたように、やはりNHKを運営する私ども自身がその点に特別に配慮を払うべきであるというふうに考えており、実際上も、そういう場合において、われわれの放送を聞いてくださる単独ラジオ聴取者に対しましては、従来の精神でまいりたい、こういうわけでございます。

○鈴木市蔵君 これは私はこの改正案の持つておるやつぱり一番大きな一つの盲点というか、これにおそらく、このラジオ放送、ラジオ単独の放送はほとんど民間のマーケットの分野に移っていく危険を感じるわけですね。こういう形をとつて、そういう意味からいつても、やっぱり内

容の低下ということは考えられてくるわけですけれども、そこでもう一つ、この財源を失うことになれば、ついしわ寄せが来る。いま会長がおつしゃつたようだに、ラジオ独自の放送については従前と同じようだ、やつぱり万全の処置を講じていくといふことになりますが、財源の裏づけがないといふことは、これはものごとを考える場合に常識だと思ふ。そのしわ寄せが一番弱いところにいく危險があります。そのしわ寄せが一番弱いところにいく危險がある。先ほどちょっと、まだ会長がお見えにならなかつたとき申し上げたように、特にNHKの劇団であるとか、それから合唱団であるとか、そういうたまり出演回数の契約を結んでおる弱い立場の芸能人に對して、そういうところへしわ寄せがいく危険がなきにしもあらずといふことを非常に心配するわけです。ですから、万全の処置をとるといふことは、そのことによつていささか弱いところへしわ寄せが寄つてくるといふことではないといふことは、そのことによつていささか弱いところへしわ寄せが寄つてくるといふことであるか。

○参考人(前田義徳君) それから、先ほどちょっと申しましたように、ラジオの公共性がやつぱり民間のコマーシャルに重点が移つて、今後非常に大きくなるといふ見通しについての考え方ですね。二つの点について。

○参考人(前田義徳君) 繰り返して申し上げるよ

うであります。それで、國民の放送をあずかる者の考え方としては、放送の種類のいかんを問わず、また、放送の種類と関係する聽取料制度のいかんを問わず、われわれとしては、その波に適合するといふふうに考えます。この意味において、私どもとしては、経営全体から、従来の方針がゆがむということはあり得ないし、また、ゆがましてはいけないという考え方を持つていております。いろいろ事務当局のほうではそうではないんだと、うことで事務的にお答えをいたただけで、けれども、やはりこれはほつきりと政策

的な意図といふものは一休どあるのかというふうをお聞きしたい。
○委員長(森中守義君) ちょっと速記とめて。
〔速記中止〕
○委員長(森中守義君) 速記を起こして。
○鈴木市蔵君 そこで、さつき大臣ちょっとお見えにならなかつたときに質問を一点だけ保留しておるのであります。
それは、私の質問の内容は、今回の放送法改正の理由づけは非常に不明確だ。これは単に量的な変化ではなくて、やつぱり質的な変化の問題だ、いまで取つたものを取りなくなる。あるいは、いままで取らなかつたものを取るといったような問題は、事の大小とか、あるいは高い低いとかいうものと違つて、やつぱり明らかに質の変化を呼んでいる。そういう意味で、この質の変化を呼ぶに至つた理由といふものは、一体どこにあるであろうか。それは放送協会のほうからインシシアチブにあります。それは放送協会のほうから行なわれておつた。先ほど電波監理委員会に質問したかといふと、つても、諮詢をしてないという実情から見ましても、放送協会のほうから積極的に出された意見でもなければ、それからラジオ単独はやめることにすることから出た要求でもないことは、すでに社会政事態である。一方、NHKの経営自体からいえば、これが、このころはほとんどラジオとテレビといふものが合わざつた状態になつてきた。かねてから、テレビが六五%ぐらいカバーレージを持つておられぬでよからう。こういうふうなことば

もいただいた。原案としてあつたといふことどもいりますし、また、この委員会において、ラジオは取らぬでよからう。このことばN NHKの経営にどういう影響があるか、これをどうにねば、もうラジオ単独はやめてもいいというふうな説も、かねてから行なわれておつたのとおり、放送協会のほうから行なわれておつた。先ほど電波監理委員会に質問したかといふと、つても、諮詢をしてないという実情から見ましても、放送協会のほうから積極的に出された意見でもなければ、それからラジオ単独はやめることにすることから出た要求でもないことは、すでに社会政事態である。一方、NHKの経営自体からいえば、これが、このころはほとんどラジオとテレビといふものが合わざつた状態になつてきた。かねてから、テレビが六五%ぐらいカバーレージを持つておられぬでよからう。このことばN NHKの経営にどういう影響があるか、これをどうにねば、もうラジオ単独はやめてもいいと

うに収入額の半分も徴収費に要するというのは、おそらく、ほかの料金にはあるまい。そういう性能率のものはこの際やめても差しつかえないのではないか。しかも、ラジオとテレビが重なつてくる。さつきからラジオをやめると言いますが私は、ラジオ単独はやめますが、放送そのものに対する料金はいたく、放送受信料というものはいたくといふことになりますから、ラジオを取らないんだといふような考え方でなくて、N H K 全体の放送に対する受信料をいたくのだ。こういう考え方になれば差しつかえないんじやないか、こういうふうに思います。変な意味における政治的意図といふものは全然ない、こういうことを申し上げておきたいと思います。

したような話を話し合いたいと思います。

○参考人(浅沼博君) 現在、日芸労とは、前回お答え申し上げましたように、地区ごとに話し合いを進めております。現に大阪におきまして、二回の話し合いということを聞いております。

○鈴木市藏君 つまり、この前の当委員会において若干問題が深められた形における進展の状況をお聞きしているのでありますと、地区ごとの、地域ごとの話から一步を進めて、やはり放送協会として責任を持つた形で中央でも話し合いに応じるような姿勢をやはりとるべきではないかという強い希望も出されて、当委員会の速記録にも載つていることだと思いますが、その方向にお進みになるという気持ちはお持ちになっておらないですか。

○参考人(浅沼博君) 協会といいたしましては、回数出演契約に関する問題につきましては、いままでどおりの話し合いを進めていきたいというふうに存じております。

○鈴木市藏君 もう当委員会は時間がないので、きょうは最終日といいうような関係で、私はこの問題について詳しく触れる材料をたくさん持っていないのですけれども、きょうは質問をやめざるを得ない。非常に残念だと思いますが、この前の当委員会において、この労働慣行の問題について、日本放送協会はむしろこの面においてもやはり公共にふさわしいような立場で、前向きの姿勢でやはりこの問題を解決してもらいたいという強い希望を表明しておきましたが、聞くところによると、かえってその後の協会側の姿勢は以前よりも硬化をしたというふうにさえ聞いておりますし、また、第一組合的な性格を持つものさえ育成をして、切りくずしをやっているといふようなうわささえ耳にしているような状況ですから、当委員会

事態がどちらも逆の方向に進んでいるといふことは、いさざか国会の論議に対するNHKの姿勢の基本問題に關してどうかという感じもいたりますので、この辺、最後にひとつ会長の答弁をいただいて、私の質問を終わらたいと思います。

○参考人(前田義徳君) ただいま先生の御発言で、前回よりも逆にNHKの態度が硬化していることに伝えられるということですが、この点については、さようなことはございません。御承知のように、芸能という点からいいますと、やはり私どもいたしましては、一定の技量といふことが一番重要視されるわけで、この点について生活権といふ問題とからみ合っていると思います。生活権の問題についても、これは回数制度をどうするかによって、われわれとしても、でき得る限りの努力をいたしたいと思ひますけれども、同時に、そのことは、相互関係に立つて技能の向上といふことを相手側も考えていただき必要がある、このように從来から申し上げているわけでありまして、しかも、この方々はそれぞれの地区における主としてローカル放送との関係で存在するわけでございますので、そういう意味では、やはりその地区的われわれの責任者との話し合いを持つて、われわれとしてはその動向を判断いたしたい、このように考へておきたいまして、決して御質問以後にわれわれの態度がまた別になつたということはないことを申し上げておきました

いと存じます。

○委員長(森中守義君) 暫次休憩いたします。

午後六時三十一分休憩

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(森中守義君) 御異議ないと認めます。
それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○鈴木市誠君 私は、この放送法の一部改正案に反対します。おそらくは、衆参両院を通じてただ一人の反対者となるかと思いますので、この際、その理由を明らかにしたいと考えます。

反対理由の第一は、この法案が一見、国民の利益に合致するかのように見えますが、実際はそうではありません。現在、生活困窮者、身体障害者等に対するラジオ受信料免除という社会政策的な意味での料金の免除は、すでに一〇〇%近くに達しております。私は、社会政策的な意味での受信料免除のワクを拡大するものであれば、反対するものではもちろんありません。むしろ、テレビ料金の減免を含めてそのワクを拡大すべきだと考えています。しかし、この法案の内容、すなわち、契約乙の全廃ということは、これとは全く似て非なるものであります。今日、ラジオのみの受信者は、主として数百万台に及ぶカーラジオであり、ホテルその他のラジオであります。なぜ、これらの料金を全廃しなければならないのか、その正当な理由は、質疑を通じても全く見当たりません。しかも、一方では、甲料金、すなわち、テレビとだき合せの場合のラジオ受信料は据え置かれるという不公平を生んでおります。これは明らかに矛盾であります。

反対理由の第二は、この法案を提出するに至つた政治的意図と法案の性格についてであります。初めは、選舉中佐藤首相をはじめ政府・自民党幹部の思いつきに端を発した人気取り政策であります。が、いまではこの法案は、それ自身N H Kに対する政治権力の干渉という形をとつてくるようになってしまいます。今回の改正案の危険な性格が感じられます。すなわち、受信料全体についての運命を政治権力が左右するといふ道を開くことに

なります。それを通じて、放送番組に対しても権力のにらみが強くなり、NHKの全面的な政治権力への屈服が避けられなくなる道を開くものと思われます。

反対理由の第三は、乙料金の全廃によつて、ラジオ放送の独自性がそこなわれ、内資、番組の低下を免れないと思うのであります。NHKが責任を持つラジオのみの契約者はこの改正案によつてなくなるのでありますから、これは放送上大きな質的変化を招来することになると思います。そしてラジオ放送独自の公共性は次第に失われ、コマーシャルを主とする放送にその席を譲らざるを得なくなるであります。こうしてこの改正案によるしわ寄せは必ず弱いところに集中し、芸能人、楽団員などの地位に一そく不安を呼ばないかと心配する次第であります。従来、NHKはこれらの芸能人をきわめて冷遇してきたました。その集中的あらわしが、日芸労に対する頑迷きわまる態度であります。一例をあげます。ならば、ラジオの基本出演料が五ヵ年間全く据え置かれているという事実から見て、改正案はこれらの弱い芸能人たちに一そくしわ寄せられる心配を持たざるを得ません。

以上の理由によつて、私はこの法案に反対をします。

○委員長(森中守義君) 他に御意見もないようですが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(森中守義君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

放送法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(森中守義君) 多数と認めます。よつて本案は、多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長

に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(森中守義君) 御異議ないと認め、さよなら決定いたします。

○國務大臣(小林武治君) ただいま放送法改正案の御可決いただきまして、まことにありがとうございます。ありがとうございます。

審議の際、あるいは討論の際御注意がありましたがことは、十分今後の参考とし、反省の資といたしたいと、かように考えます。ありがとうございます。

○委員長(森中守義君) 本日はこれにて散会いたします。

午後九時二十九分散会

昭和四十二年八月二日印刷

昭和四十二年八月三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局